

障害年金の不支給が倍増、約 3 万人に急増した理由

マスコミの報道によると、2024年度に障害年金の申請が不支給と判定された人が約3万人に達し、昨年度の2倍以上に急増しました。

- 2023 年度は約 1.5 万人、2024 年度は約3万人。
 - 機構が統計を取り始めた 2019 年度以降で最多。
 - 審査された6人に1人程度が不支給になった計算になる。
 - 急増は、精神・発達障害の分野で顕著に表れています。
- ＝ 私たちにとっては揺るがせにできない重大問題です ＝



障害年金は、年金機構の「障害年金センター」に診断書などの申請書類が送られ、職員が事前に審査。委託を受けた医師が職員とやりとりして最終的に判定します。

現在、判定基準に変更はなく、急増の要因については年金機構の人事異動にあると指摘されています。属人的な要素で判断が左右される余地が制度にあり、信頼性が揺らぎそうだ。

不当に不支給となった場合の対処法

障害年金申請が不支給と判断された場合、諦める必要はありません。「審査請求」という不服申立ての制度があります。不服申立てによって逆転認定されるケースは少なくありません。特に専門家(社会保険労務士)のサポートを受けると成功率が上がる傾向があります。

《不服申立ての際のポイントをチェックしておきましょう》

- 日常生活での具体的な困難を詳細に記録しておく
- 医師に日常生活能力の程度・判定に関する状態を正確に伝える
- 必要に応じて第三者(家族・支援者)の証言も活用する
- 審査請求の期限(3 か月)を必ず守る



不服審査請求は「時間」と「労力」が必要ですが諦めずに家族会、社労士にご相談ください。

名古屋市精神障害者家族会連合会では、障害年金に精通した社会保険労務士をご紹介します。また、こうした悲劇を繰り返さないために、申請する際は面会相談を行い、「年金申請の3要件」「遡及請求(障害認定日から5年)の可能性」「日常生活能力の程度・判定状況を文章化」し、診断書に反映して頂くため相談者と一緒に Dr、PSW に面会することもあります。困難な事例は社会保険労務士に依頼し、万全を期して申請に臨んでいます。平成21年以降の年金申請相談で不支給となったケースはありませんでした。

家族・本人の判断で申請して不支給になったケースの相談もありましたが、その都度、社会保険労務士に依頼して本来受給できるはずの障害年金につなげてきました。

不支給の悲劇を事前に防止するために、年金申請は、個人判断でおこなったり、主治医に丸投げしないで、家族会・社会保険労務士と相談することを呼びかけています。

障害者手帳の申請も同様です。2級以上なら医療費負担は全診療科全額無料になります。

スマホ・パソコンで名古屋市精神障害者家族会連合会と検索し電話相談に繋がってください